

<p>対象者要件</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと（（１）は罹災証明書、（２）は証する書面、（３）～（５）は市町村長の認定書、（６）は構成員に係る罹災証明書等が必要）</p> <p>（１） 特定被災区域内（岩手県、宮城県及び福島県の全域並びに青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の一部の市町村。以下同じ。）に事業所を有し、平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたこと</p> <p>（２） 平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域（警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域）として公示された区域内に事業所を有すること</p> <p>（３） 特定被災区域において震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災等の影響を受けた後、次の要件に該当すること →〈第１号認定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として震災の発生後の最近３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少していること <p>（４） 特定被災区域において事業を行っている東日本大震災発生前からの取引先事業者が東日本大震災に起因する店舗の閉鎖、事業活動の縮小等を実施していることにより、次の要件に該当すること →〈第２号認定①〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として震災の発生後の最近３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１０％以上減少していること <p>（５） 東日本大震災に起因する、特定被災区域内の消費者の需要の減少、特定被災区域外の取引先事業者の事業活動の停止等、取引先からの契約解除等、又はイベント自粛によって、次の要件に該当すること →〈第２号認定②〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として震災の発生後の最近３ヶ月間の売上高等が前年同期に比して１５％以上減少していること <p>（６）（１）～（５）のいずれかの要件を満たす中小企業者・組合を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体</p>
--------------	--